

平成 31 年度岡山大学保育所「なかよし園」園児定期募集について

1. 利用対象者

岡山大学関係者（教職員・学生等）で、就労・就学等により、乳幼児を家庭で保育することができない者。（別表「なかよし園を利用できる者及び保育利用事由証明書等提出書類について」参照）

2. 募集対象乳幼児

平成 31 年 4 月 1 日の年齢が 0 歳（生後 6 か月）から 6 歳未満で、平成 31 年 4 月 1 日より利用を希望する者。

※以下の場合においては、全て随時募集での受付になります。

随時募集の詳細については、平成 31 年 2 月頃に改めてお知らせいたします。

- ① 定期募集の提出期限に遅れての申請
- ② 定期募集後、定員に空きが見込まれる場合の追加募集への申請
- ③ 平成 31 年 5 月以降の年度途中入所の申請

3. 利用期間

平成 31 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

4. 定員

90 名

5. 申請方法

提出期間内に提出書類を学内便または郵送にて送付してください。

（1）提出書類

- ① なかよし園 平成 31 年度入所申込書：定期募集用（様式 1）
- ② 保育利用事由証明書（様式 2）等

別表「なかよし園を利用できる者及び保育利用事由証明書等提出書類について」を参照下さい。

（2）提出期間

平成 30 年 9 月 14 日（金）～平成 30 年 10 月 12 日（金）必着

（3）提出先

岡山大学総務・企画部人事課 ダイバーシティ担当 宛

住所：〒700-8530 岡山市北区津島中 1 丁目 1 番 1 号

TEL：086-251-7011、7303/FAX：086-251-7033

※封筒に「なかよし園定期募集申請書在中」と明記してください。

なお、申請時になかよし園在園児（一時保育利用者を含む）及びその兄弟で在園児と同時に定期募集の申請をする者については、なかよし園に提出してください。

6. 通知について

募集終了後、平成 30 年 11 月中旬頃に入所内定等の通知を予定しております。その後、手続きの指示がありますので、ご確認ください。

7. その他

- (1) 年度毎の募集となりますので、平成 30 年度になかよし園に在園または随時募集で利用を希望している者の内、引き続き平成 31 年度に利用を希望する場合も定期募集にてお申し込み下さい。
- (2) 年長児が少ない場合は、3 歳児から 5 歳児の異年齢保育を取り入れ、集団保育による発達保証を図ります。
- (3) 岡山大学乳幼児保育施設 なかよし園の詳細
所在地：〒700-0914
岡山市北区鹿田町 2 丁目 5 番 1 号国立大学法人岡山大学 鹿田キャンパス内
開園日：月曜日から金曜日（但し祝日と 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
保育時間：7 時 30 分～18 時 00 分。延長保育は最長 20 時 00 分まで（別途料金必要）
- (4) 保育に関する詳細については、以下の Web ページをご参照下さい。
<http://www.okayama-u-diversity.jp/life-event-support/facility/nakayoshi/>

8. 個人情報の取扱い

本申請により取得する個人情報は、選考及び保育所業務にのみ使用します。

9. 問い合わせ先

岡山大学総務・企画部人事課（ダイバーシティ担当） 井田、岡本
〒700-8530 岡山市北区津島中 1 丁目 1 番 1 号
TEL：086-251-7011、7303／FAX：086-251-7033
E-mail：nakayoshi@adm.okayama-u.ac.jp

【別表】 なかよし園を利用できる者及び保育利用事由証明書等提出書類について

利用希望月の1日時点で、次の1、2及び3すべての要件に該当する場合、なかよし園への応募を行うことができるものとします。

- 1 保護者の内少なくともどちらかが岡山大学に就労又は就学していること。
- 2 次に掲げる「保育の必要性の事由」の(1)～(11)いずれかに保護者が該当すること。

保育の必要性の事由			利用可能期間	保育利用事由証明書等（保護者毎）
(1)	就労	就労している場合	就労期間（年度毎に利用申請必要）	【岡山大学の就労者】 ・なし 【岡山大学以外での就労者（※1）】 ・保育利用事由証明書（様式2） 【自営業・農業・内職者】 ・保育利用事由証明書（様式2） ・直近の確定申告書類写し
(2)	岡山大学への 育児休業復帰者 （※2）	育児休業取得後、岡山大学への復帰を予定している場合	復帰予定月の前月以降 復帰後は（1）就労を準用	・なし
(3)	就学等	就学のため、保育することができない場合	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで（年度毎に利用申請必要）	【岡山大学の就学者】 ・なし 【岡山大学以外での就学者】 ・保育利用事由証明書（様式2） ・在学証明書
(4)	採用予定 就学予定 （※3）	採用、就学予定である場合	（1）就労及び（3）就学等を準用	【岡山大学への採用、就学予定】 ・内定（合格）通知の写し 【岡山大学以外への採用、就学予定】 ・保育利用事由証明書（様式2） ・内定（合格）通知の写し
(5)	求職中 （※4）	求職活動を継続的に行っている場合	利用希望月より最大3ヶ月間	・保育利用事由証明書（様式2） ・ハローワークの登録証等の写し ※採用が内定となった場合は、「（4）採用、就学予定」の必要書類を改めてご提出下さい。
(6)	妊娠・出産 （※5）	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合	出産予定日の前6週（多児の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間	・保育利用事由証明書（様式2） ・親子手帳（母子健康手帳）の保護者と分娩予定日の分かるページの写し
(7)	疾病・障害等	病気やけが、又は心身に障害がある場合	保育の必要性が認められる期間	【疾病・負傷】 ・保育利用事由証明書（様式2） ・疾病負傷証明書（様式3） 【障害】 ・保育利用事由証明書（様式2） ・障がい者手帳等の写し
(8)	介護等	同居の親族等を常時介護又は看護している場合	保育の必要性が認められる期間	・保育利用事由証明書（様式2） ・介護や看護が必要な状況が分かるもの（介護保険証、障がい者手帳、医師の診断書等の写し）
(9)	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	保育の必要性が認められる期間	・保育利用事由証明書（様式2） ・り災証明書、被災証明書等の写し
(10)	不在	死亡、離婚、行方不明、別居（単身赴任を含む）、留学、拘禁等	離婚、行方不明、別居（単身赴任を含む）、留学、拘禁期間	【死亡、離婚、行方不明、別居（単身赴任含む）】 ・住民票の写し 【留学】 ・VISA、受入証明書の写し
(11)	その他	前各号に類する常態であると保育所運営委員長が認めた場合	保育の必要性が認められる期間	・担当部署へご相談下さい。

- 3 施設での保育において集団生活に支障のない乳幼児であること。

- (※1) 複数の勤務先がある場合には勤務時間を合算し基礎点数とします。
岡山大学以外で複数就労している場合には、就労先毎で必要書類を作成して下さい。
- (※2) 岡山大学以外で育児休業を取得した場合は、復帰予定月からの利用となります。
- (※3) 採用、就学予定の場合で、内定（合格）通知の写し及びそれに代わる証明書が未提出の場合は、求職中での申込と同様の扱いとなります。
- (※4) 就労先が決定した場合には速やかに（4）採用、就学予定の証明書を提出して下さい。
入所後、3ヶ月以内に就労先等が決定しない場合には退園していただく可能性があります。
- (※5) 産後8週後、育児休業を取得する場合には産後休暇終了月の月末までに退園することとします。